

質問に対する回答(8月19日公表)

回答番号	区分	該当箇所		質問内容	回答	
		ページ	行			
1	募集要項		3	2	表1施設一覧に記載の「附帯業務」については、「指定管理業務」と一体で実施する計画での維持管理業務費用の算出とし、提案する積算金額で別途の契約となるのでしょうか。	県は、指定管理業務と附帯業務について、同じ年度協定の中で規定することを予定しています。市は別途業務委託契約を想定しています。
2	募集要項		3	2	県、市の直営の行政機関の維持管理業務について、実施回数の要望等ございましたら、ご教示下さい。	管理運営基準を満たすよう計画してください。
3	募集要項		3	2	県及び市施設部分の専有部(事務所内)の清掃は、各入居者の負担でよろしいでしょうか。	指定管理料又は業務委託料に含まれます。なお、本募集要項にかかる清掃業務の対象施設は、P. 3の表1、費用負担は添付資料10に記載のとおりです。
4	募集要項		3	2	併設の「公民館」の貸館受付業務は、指定管理業務または委託業務となる可能性はありますでしょうか。その際の仕様のお考えがありましたら、ご教示ください。	予定していません。
5	募集要項		3	3	表1施設一覧において、指定管理業務及び付帯業務において、修繕業務を実施する事になっておりますが、修繕予算はどのくらい見込めば宜しいのでしょうか?ご教示願います。	建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。このことを前提にして修繕費を提案してください。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年(コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等(舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む)の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年)以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。
6	募集要項		4	2	①②⑤⑥⑦⑭⑮⑯については指定管理者による管理運営等を行うとありますが、⑦市民団体支援施設については、維持管理業務のみという解釈でよろしいでしょうか?	施設の貸出や事業の企画実施はありませんが、共用スペースとして利用の案内などの管理業務はあります。詳しくは別紙2「管理運営基準」P.37を参照してください。
7	募集要項		5	1	(5)開館時間/休日では、本施設の建物の開館時間は午前8時~午後10時を原則とすると記載されています。一方、市施設の利用時間は午前9時から午後9時30分までを含む時間で、指定管理者の提案する時間を規則で定める予定であると記載されていますが、表2の各施設業務時間等の市施設区分では、1階喫茶室(AM8~)証明センター(AM8:30~)、2階の子育て支援施設(AM8:30~)について整合されていませんので確認させてください。	建物の開館時間は、公の施設と、直営の行政機関等を含めて施設全体として原則として開館する時間です。市施設の利用時間(貸出時間)は、条例上の利用時間を超えた提案を認めていることから、提案による貸出時間を規則で定めるものです。(その場合、開館時間が前後に延伸することになります) 表2は公の施設の利用時間及び行政機関等の業務時間等を示したものです。
8	募集要項		7	18	県施設の指定管理期間は平成26年3月1日からとなっておりますが、施設の引渡日には県・市施設共に指定管理者として立ち入ることが可能でしょうか?	県施設については、指定管理者の附帯業務の受託者として立ち入ることが可能です。市の施設については、指定管理者として立ち入ることが可能です。

9	募集要項			8	1	<p>万が一、施設の引渡しが遅れた場合には指定管理期間と施設の供用開始日はどのようになるのかお知らせください。</p> <p>例えば市施設の引渡しが遅れた場合、指定管理期間は平成27年3月1日～平成32年3月31日（5年1ヶ月）で文化芸術振興施設の供用開始が平成27年6月1日となるのでしょうか？</p>	御質問の場合には、指定管理期間・供用開始日は協議によります。
10	募集要項			8	7	<p>準備業務の期間については次の通りでしょうか？</p> <p>県：平成26年9月1日から平成27年2月28日まで</p> <p>市：平成26年4月1日から平成27年1月31日まで</p> <p>また、準備業務期間については、指定管理期間と区別されていることから、県及び市とどのような業務形態で実施することになるのでしょうか？ご教示ください。</p>	準備業務の期間についてはお見込みのとおりです。 準備業務期間について、県施設は、指定管理業務の附帯業務として、市施設は業務委託契約として実施する予定です。
11	募集要項			8	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者は、県及び市の公の施設の供用開始に先立ち必要となる準備作業を行う。県はH26年9月1日から、市はH26年4月1日以降の業務を指定管理業務の準備業務として取り扱う予定であると記載されています。</li> <li>管理運営基準P-51 準備業務スケジュールのイメージ図上も、県施設の準備業務も9月1日とされています。</li> <li>管理運営基準P-24 エ 施設利用案内では、供用開始の6ヶ月前までに指定管理者は創業支援施設の「施設利用案内案」を作成し、県に提出して承認を受けた後に貸出受付業務を開始することになりますが、実質的に8月中に案内案を提出、承認を受ける必要があると思いがいかでしょうか。</li> </ul> <p>その場合8月も準備業務として取り扱いをいただけないのでしょうか。</p>	平成26年9月1日に準備業務は開始となり、県に施設利用案内案を提出していただきます。貸出受付業務は、施設利用案内について県が承認した後、すなわち準備業務開始時からではなく準備業務開始後速やかに開始することを想定しています。
12	募集要項			8	25	3) 経営に関すること。について、具体的な業務内容をご教示ください。	別紙2「管理運営基準」P.8以下を参照してください。
13	募集要項			10	14	指定管理者の収入となる施設の利用料金や付帯設備使用料については、利用日（催行月）計上ということであり、支払った段階（時期）ではなく、利用する日に指定管理者となっている団体の収入という理解でよいでしょうか？	利用料金は、原則として支払のあった段階で指定管理者の収入となります。ただし、指定管理者が後任の指定管理者に引継ぎを行う場合には、利用日により整理して清算を行います。
14	募集要項			10	16	市施設における（エ）自主事業については独立採算ということでしょうか？又は、「運営費や維持管理費等の支出総額」の中に支出部分は含めて良いのでしょうか？	自主事業については指定管理者の独立採算です。「運営費や維持管理費等の支出総額」に自主事業に係る支出部分は含めません。従って、市施設に関する様式8-4の提案価格は、自主事業に係る収支を含めずに提案してください。

15	募集要項			10	16	市の施設における自主事業の収支差額について上振れた場合（利益が出た場合）でも指定管理者の収支には反映させず、指定管理者の収入にできるという理解でよいか？すなわち利益が出た場合においても指定管理料に変動なしという理解でよいか？	お見込みのとおりです。
16	募集要項			10	19	指定管理料は支出総額からイ、エ、オの収入額の差額をもとに協議するとされているが、創業支援施設の運営に関し、エ（自主事業による収入）としてセミナー開催等に於ける資料代等の実費以外に想定されている収入はあるか。基本的には提案によるものと考えているが、その他に想定があれば例示をお願いしたい。	コピーサービス、FAXサービス等の収入を想定しています。
17	募集要項			11	9	ここで指すセット料金とは、部屋同士のセットを意味するものでしょうか？	たとえば、ホールとリハーサル室のセットやホールと備品のセット等を想定しています。
18	募集要項			11	15	利用料金の値上げを予定する場合は様式8-4-1~7を提出のことにありますが、指定管理期間中に値上げを行う場合、提案時に値上げ前・値上げ後の2種類を提出するという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお利用料金の上限額の設定にあたっては消費税率を10%として計算しています。
19	募集要項			11	18	公共団体及び公共的団体の施設利用における減免及び免除について、あらかじめ想定されている基準がございましたらご教示ください。また、施設ごとに想定されている利用回数等がございましたら併せてご開示ください。	駐車場利用料金については、障害者の利用に係る施設の使用量及び利用料金の減免に関する条例の対象となる予定です。その他の県施設は、指定管理者の提案を受けて検討することになります。市施設については、基準は設けていませんが、条例第6条の使用料の減免に該当する場合としては、使用料を徴収する以上に使用料を減免する必要性が上回るものが客観的に認められるような場合を想定しています。利用回数の想定はありません。
20	募集要項			11	24	本施設の規模の大きさ、また、新設施設であることから、開始直前や開始時に掛かる経費は多大な額になると思われます。指定管理料の支払いについては、四半期ごとの前払いをご考慮頂けませんでしょうか？また、準備業務についての支払いは別途ご協議頂けると解釈して宜しいでしょうか？	四半期ごとの支払いは、原則として当初の支払いを予定していますが、詳細は県の準備業務を含め協議によります。ただし、市は準備業務及び附帯業務に係る業務委託料については協議によります。
21	募集要項			11	24	指定管理料は四半期ごとの支払いとありますが、4月～6月の第1四半期の支払いは、4月末と認識してよろしいでしょうか？	第1四半期については、当該年度の手続終了後、速やかに支払う予定です。第2四半期以降は、当初の支払いを予定しています。ただし、市は準備業務及び附帯業務に係る業務委託料については協議によります。
22	募集要項			11	27	四半期ごとの支払いを予定している。・・・との事ですが、年間数億の事業の場合、公共料金及び人件費等は順次支払う必要があり、支払い条件による負担が大きくなります。毎月払いの協議は可能でしょうか？	四半期ごとの支払いを予定していますが、詳細は協議によることとなります。ただし、市は準備業務及び附帯業務に係る業務委託料については協議によります。
23	募集要項			12	4	剰余金が発生した場合、当該年度及び翌年度の事業実施において還元を努めることとありますが、損失が発生した場合についての対応について、県及び市のお考えをご教示下さい。	損失の補てんはありません。

24	募集要項		12	6	県施設の光熱水費については、実績を踏まえて年度協定によって決定との記載がありますが、初年度分については、指定管理者の提案（想定）額を基準とするのでしょうか？	指定管理者の提案額を基に協議します。
25	募集要項		12	6	募集要項12ページ（5）指定管理料等の精算において、県施設の光熱水費については指定管理料等を含み、実績を踏まえて、年度協定によって締結と記載がございますが、市様と同様に平成28年度まで精算して頂けないのでしょうか？ご教示願います。また、県・市様の供用部にかかる光熱水費も同様に精算して頂けるのでしょうか？	光熱水費については、実績に応じて、年度協定の締結・変更を協議します。 なお、県施設分光熱水費は、平成28年度までは協議の上実費相当額を支払い（平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定）、市施設分光熱水費は、平成28年度までは実費精算（平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定）とします。また、共用部の県市負担額についても、同様の取扱いとします。
26	募集要項		12	8	「市施設の光熱水費は平成28年度までは精算」と記載がありますが、指定管理者が提案した光熱水費の予算を実績が超過した場合は超過した差額を補填していただけるのかお知らせください。	お見込みのとおりです。
27	募集要項		12	13	「専用の口座」と記載があるが、県と市の区分ごとではなく、指定管理者として1つの口座との理解でよいのか？ また、自主事業及び提案事業、付帯業務（県や市の専有部分の維持管理）等においても、その一つの指定管理者口座にて管理するとの理解でよいのか？	指定管理者との基本協定については県市別々に結ぶため、口座についても県市別々に管理してください。 また、自主事業、提案事業及び付帯業務についても、県市それぞれの口座で管理してください。
28	募集要項		13	28	地域のシンボルという位置づけを考えた場合、施設内のみならず、市内他施設との連携も考えられますが、市内の文化芸術施設について今後の動向をご教示ください。	川越市が設置している主な市内文化施設は、平成27年度までの指定期間で（公財）川越市施設管理公社を指定管理者として川越市市民会館、川越市やまぶき会館、川越市西文化会館、川越市南文化会館があります。 なお、川越市市民会館につきましては、廃止を予定しています。
29	募集要項		15	16	消費税は平成26年4月1日以降8%、平成27年10月1日以降10%に引き上げられる予定であるが、「条例上の上限額はこれらの予定を考慮して設定しているため、消費税率の引き上げが実施された場合においても、条例改正は予定していない」と記載されている。ただし、さらなる消費税の引き上げ等、税制改正による変動リスク分担はどのように想定しているのか？	税制改正による変動リスクは、指定管理者のリスク分担とします。ただし、消費税の改正について変更があった場合は、別途協議します。
30	募集要項		16	2	物価変動について、指定管理者となっておりますが、指定管理業務の継続を揺るがすレベルの変動も考えられます。「変動」の幅について、別途協議等、ご検討頂けませんでしょうか？	指定管理者の負担とすることに疑義が生じるレベルの物価変動については、協議の上、リスク分担を決定することになります。
31	募集要項		16	3	不可抗力による、施設・設備の復旧費用及び管理運営の中断による損失は協議事項ではなく、県・市の負担として頂けないでしょうか？	御質問の事項は、協議事項として考えています。
32	募集要項		16	4	第三者への損害について、帰責者が特定できない場合の負担は県・市になるとの考えで宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
33	募集要項		17	11	現在予定されている第三者モニタリングがありましたら、頻度・評価機関の詳細をお知らせください。	年に1度、数施設を対象として、監査法人等の外部評価機関に業務委託をし、第三者モニタリングを行っています。

34	募集要項			21	11	「極めて重大な社会的影響」と言うのは、具体的に何を指すのかご教示下さい。	「極めて重大な社会的影響」とは、労働者の生活、人命に重大な影響を及ぼすなど、社会通念上是認できない行為や、関連法令に違反する内容が悪質であることなどが考えられます。なお、「社会的影響」については、法令違反の事実や関連する諸状況を勘案して、個別に判断します。
35	募集要項			21	15	ウ 申請者は、県内に事務所を置くまたは置こうとする法人等と記載がございます。共同企業体を組成する場合、 1. 代表企業が県内に事務所があれば良いとの理解で宜しいのでしょうか？ 2. 共同企業体を組成する構成企業各社も県内に事務所が必要なのでしょうか？ 3. 共同企業体を組成する代表企業若しくは構成企業の1社が県内に事務所を設置していれば良いのか？ご教示願います。	申請者である共同事業体の構成企業（必ずしも代表団体とは限りません。）のいずれか1者に県内への事務所の設置を必要としています。
36	募集要項			21	19	エ 共同事業体協定書について、添付資料18はあくまで参考という解釈で宜しいでしょうか？記載必須項目等がございましたらご教示ください。	添付資料18は参考ですが、第1条、第2条、第4条、第5条、第8条及び第10条は必須項目と考えます。
37	募集要項			22	16	各役員の定義をご教示下さい。また、対象となる役員(全員)から、自署署名、及び押印は必要となるかご教示下さい。また、押印は認印でよろしいでしょうか？併せてご確認下さい。	役員とは、会社法及び会社法施行規則上に定める役員と同義です。申請者が会社法上の会社以外の団体で不明な点がある場合は個別にお問い合わせください。また誓約書は、該当者全員の署名または記名押印が必要です。押印は認印で構いません。
38	募集要項			22	22	(コ) 法人等の決算関係書類の直近3事業年度の提出求められておりますが、当社は一昨年グループ企業同士が合併し、合併した企業としての事業決算は、1年しか迎えておりません。書類を提出するにあたり、合併前の存続会社として2事業年度、合併会社として1事業年度で対応させて頂くことで宜しいでしょうか？ご教示願います。	お申出の対応で差し支えありません。
39	募集要項			22	23	事業報告書・損益計算書・貸借対照表・財産目録が提出されればその他の書類は不要という解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
40	募集要項			22	24	財産目録について、当社では特別に作成しておりません。納税申告書類の中の財産目録に該当する部分のみを提出すれば宜しいでしょうか？又は財産目録としてのご提出が必要でしょうか？	納税申告書類の中の財産目録に該当する部分のみの提出で可とします。
41	募集要項			23	1	(シ) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類とはどこまでを指すかご教示ください。規程類が多い場合は、どの程度の範囲までの規程を提出すればよいかご教示ください。	就業規則、経理規程、給与規程を提出してください。このほか、企業倫理、文書管理、個人情報保護に関する規程がある場合には、併せて提出してください。
42	募集要項			23	3	「法人都道府県民税」「法人市町村民税」の納税証明書の提出とありますが、東京23区内に事務所がある場合は「法人都民税」の納税証明書のみで宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

43	募集要項			23	3	法人都道府県民税、法人市町村民税の納税証明書については、本店所在地のものでよろしいでしょうか？	本店所在地のもののほか、本店が県外で事務所等が県内にある場合には当該事務所等に係るものも提出してください。
44	募集要項			23	3	法人市町村民税は、東京23区の場合、特別区民税でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	募集要項			23	9	法人等役員名簿（様式6-2）及び履歴を記載した書類」とございますが、個人情報に係る事項です。記載内容を明示願います。	入社年月日、役員就任年月日、役員就任後の肩書の変更年月日を記載してください。なお、当該書類については、今回の審査にのみ使用し、他の目的には使用しません。
46	募集要項			25	5	提出部数考え方は、下記の通りでよろしいでしょうか？ 【様式1-1関係】 正本：（ア）～（タ）を各1部 副本：（タ）を5部 【様式1-2関係】 正本：（ア）～（タ）を各1部 副本：（タ）を5部	お見込みのとおりです。
47	募集要項			25	5	イ. 提出部数 における必要部数の考え方として、指定申請書関連（ア）：正1、副5 会社情報関連、（イ）～（ツ）：正2 提案書関連（タ）：正2、副10 という理解でよろしいでしょうか。また目次として使用する様式4については、‘正本用’と‘副本用’で各1部という理解でよろしいでしょうか。	【様式1-1関係】 正本：（ア）～（タ）を各1部 副本：（タ）を5部 【様式1-2関係】 正本：（ア）～（タ）を各1部 副本：（タ）を5部 様式4は、正本にのみ添付してください。
48	募集要項			25	11	文字サイズは10.5ポイント以上とありますが、図中のフォントは該当しないとの解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
49	募集要項			25	12	正本一式（ア）～（タ）2部 副本一式（タ）①～⑮ 10部 について、それぞれ県提出用、市提出用と分かるような記載が必要でしょうか？	記載の必要はありません。
50	募集要項			25	12	様式1-1及び1-2に係るものとして、「正本1部、副本5部」提出することと記載されていますが、次の段落で「正本一式（（ア）～（タ））」を2部提出することとなっています。これは、様式1-1と1-2は、合計で正本を3部提出しなければならないという理解で問題ございませんでしょうか。	正本は、様式1-1に係るもの1部、様式1-2に係るもの1部、合計2部を提出してください。
51	募集要項			25	16	募集要項P. 25では、提出書類は片面印刷とありますが、様式一覧では両面印刷とあります。どちらが正でしょうか。	正本は片面印刷（既存の書類を添付する場合にそれが両面印刷である場合はそのまま可）、副本は両面印刷で提出してください。なお、様式一覧及び様式8-2の「枚数」は、片面印刷による枚数を示しています。
52	募集要項			25	18	電子データについては、（タ）①～⑮の内容について提出するという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
53	募集要項			28	12	文化芸術振興施設の予約申請受付等の業務委託期間が平成26年4月1日から平成27年1月31日までと記載がありますが、この期間の予約申請受付等の準備業務を業務委託契約するのにも平成25・26年度川越市競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があるかをお知らせください。	川越市競争入札参加資格者名簿への登録が必要です。

54	募集要項			28	23	埼玉県議会、川越市議会のどちらか一方において否決された場合はどのようになりますでしょうか？	改めて県市の協議により決定します。
55	募集要項			29	2	面接審査とはどのようなものでしょうか？ また、この際に配布資料等はお認め頂けますでしょうか？	面接審査は応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を予定しています。 申請時の提出書類に記載のない提案等に関する配布資料等については認めません。
56	募集要項			32	2	「指定期間の開始後、円滑に指定管理業務が実施できるよう、必要な準備業務を行うものとする」とありますが、募集要項P.8で示す指定期間前の準備業務とは異なるものを指しますか？	募集要項P.8で示す指定期間前の準備業務と同一のものです。 詳細は別紙2「管理運営基準」P.50、P.51を参照してください。
57	募集要項			32	2	準備業務費の計上について、県施設分は様式8-13-2の「その他」に『準備業務』との記載でよろしいでしょうか。	様式8-13-1及び様式8-13-2の支出「その他」に「開業準備費」として記載してください。 なお、準備業務に係る業務委託料は、「指定管理料」の欄に指定管理料、商工団体等施設に係る業務委託料との合算額を記載してください。
58	募集要項			32	8	「県及び市の開催する会議」と記載があるが、想定される回数や時期等をご教示願います。	詳細は未定ですが、円滑な指定管理業務が実施できるようにするため、準備業務の期間中、相当な回数の会議、打合せ等が必要になると想定しています。
59	募集要項			34		図面等の配布を希望し、当該ページに記載の図面は受領いたしました。が、積算に必要なため、他の図面（植栽、外構等、未提示のもの）のご提供をお願いします。	植栽を含めた外構工事は発注に向けて計画中であるため、提示できる図面等はありません。 外構（植栽）管理の見積もりにあつては、高木約70本、中木約200本、低木1,200株、芝180㎡を想定してください。
60	別紙	1-1 1-2	基本協定書	1		別紙1 管理物件（1）管理施設（2）管理物品 について、資料が見当たりませんのでご提供ください。	募集要項の表1・別紙3、添付資料11、建設工事の図面等を参照してください。
61	別紙	1-1 1-2	基本協定書	1		埼玉県及び川越市と協議のうえ、弊社法務部署の見解を反映した条文の変更は可能でしょうか。	協議は可能です。
62	別紙	1-1	県基本協定書	2	26	「本協定、募集要項等、提案書、年度別事業計画書の順にその解釈が優先するものとする」とありますが、質問回答資料については募集要項等に含まれるという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
63	別紙	1-1	県基本協定書	6	5	「備品等（Ⅱ種）」は、必要と思われる物品等は提案事項として費用を算出することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	別紙	1-1	県基本協定書	6	24	「甲が設定する公の施設の管理目標」とはどのような内容かご教示ください。	管理目標は、次の項目により設定することを想定しています。 ・利用者の安心・安全、平等利用の確保に関する指標 ・施設の設置目的の達成に関する指標 ・サービスの利用者満足度に関する指標 ・効率性の向上、財務に関する指標
65	別紙	1-1	県基本協定書	7	3	月次の定期業務報告書について、収入の実績及び管理経費の収支状況とありますが、施設の規模や複雑さを鑑みた場合、厳しい日程に思われますが、報告書の期限について協議の余地はございますでしょうか？	協議には応じますが、期限を大幅に遅らせることは考えていません。

66	別紙	1-1	県基本協定書	7	17	<p>県の基本協定書 27条（定期業務報告書）5 乙の各事業年度決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類の提出を求められておりますが、</p> <p>1. 本案件事業の決算報告書との理解で宜しいのでしょうか？</p> <p>2. 企業としての決算書及び関係書類との理解で宜しいのでしょうか？</p> <p>また、共同企業体で契約した場合において、通常、代表企業が幹事会社として基本協定を締結しますが、代表企業のみ書類で宜しいのでしょうか？</p> <p>若しくは構成企業各社の書類も必要なののでしょうか？ご教示願います。</p>	<p>企業としての決算書及び関係書類を提出してください。共同事業体の場合、構成企業各社の書類も提出してください。</p>
67	別紙	1-1	県基本協定書	7	19	<p>県の基本協定書 27条（定期業務報告書）6 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3月以内に、法人税、法人都道府県税…の納税証明書の提出を求められておりますが、共同企業体で契約した場合において、通常、代表企業が幹事会社として基本協定を締結します。</p> <p>1. 代表企業のみ書類で宜しいのでしょうか？</p> <p>2. 構成企業各社の書類も必要なののでしょうか？</p> <p>ご教示願います。</p>	<p>代表企業、構成企業各社いずれの書類も提出してください。</p>
68	別紙	1-1	県基本協定書	9	5	<p>減免制度について、既存施設等の参考条件がありましたらご開示ください。</p>	<p>駐車場利用料金について、障害者の利用に係る施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の対象となる予定です。その他は、指定管理者の提案を受けて検討することになります。</p>
69	別紙	1-1	県基本協定書	10	1	<p>施設賠償責任保険は、 補償額 対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上 対物：1事故あたり2,000万円以上 でよろしいでしょうか。</p>	<p>県の基本協定書では、指定管理者の提案を受けて、管理運営基準記載の水準（御質問記載の水準）を満たす具体的な金額を記載する予定です。</p>
70	別紙	1-2	市基本協定書	3	16	<p>「本協定、募集要項等、提案書、年度別事業計画書の順にその解釈が優先するものとする」とありますが、質問回答資料については募集要項等に含まれるという解釈で宜しいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
71	別紙	1-2	市基本協定書	7	16	<p>「備品等（Ⅱ種）」は、必要と思われる物品等は提案事項として費用を算出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>算出していただいても結構です。ただし事業収支計画書（様式8-14）には算入できません。</p>
72	別紙	1-2	市基本協定書	8	8	<p>「甲が設定する公の施設の管理目標」とはどのような内容をご教示ください。</p>	<p>管理目標は、現時点で次の項目により設定することを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービスの向上</li> <li>・施設・設備の維持管理</li> <li>・組織運営及び体制</li> <li>・緊急時の対応</li> <li>・効果的、効率的な施設管理</li> </ul>
73	別紙	1-2	市基本協定書	8	17	<p>月次の定期業務報告書について、収入の実績及び管理経費の収支状況とありますが、施設の規模や複雑さを鑑みた場合、厳しい日程に思われますが、報告書の期限について協議の余地はございますでしょうか？</p>	<p>原則として協定書案のとおりですが、協定内容の協議は実施します。</p>



74	別紙	1-2	市基本協定書	8	32	市の基本協定書 32条（定期業務報告書）5 乙の各事業年度決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類の提出を求められておりますが、 1. 本案件事業の決算報告書との理解で宜しいのでしょうか？ 2. 企業としての決算書及び関係書類との理解で宜しいのでしょうか？ また、共同企業体で契約した場合において、通常、代表企業が幹事会社として基本協定を締結しますが、代表企業のみ書類で宜しいのでしょうか？ 若しくは構成企業各社の書類も必要なののでしょうか？ご教示願います。	企業としての決算書及び関係書類を提出してください。共同事業体の場合、構成企業各社の書類も提出してください。
75	別紙	1-2	市基本協定書	8	34	各事業年度の最終日から3ヶ月以内に各納税証明書を提出するようになっておりますが、各社の決算時期や株主総会等の状況によっては間に合わない場合もございます。期限について協議の余地はございますでしょうか？	原則として協定書案のとおりですが、協定内容の協議は実施します。
76	別紙	1-2	市基本協定書	8	34	市の基本協定書 32条（定期業務報告書）6 乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から3ヶ月以内に、法人税、法人都道府県税…の納税証明書の提出を求められておりますが、共同企業体で契約した場合において、通常、代表企業が幹事会社として基本協定を締結します。 1. 代表企業のみ書類で宜しいのでしょうか？ 2. 構成企業各社の書類も必要なののでしょうか？ ご教示願います。	代表企業、構成企業各社いずれの書類も提出してください。
77	別紙	1-2	市基本協定書	9	9	「業務を合格と認めるとき」とありますが、合格とはどのような基準でしょうか？ご教示ください。	合格と認められる場合は、当該業務について仕様書や管理運営基準等に示す業務の水準や事項を満たしていると認められる場合です。
78	別紙	2	管理運営基準	1	39	施設共用部分（ペDESTリアンデッキ）は、2階で接続されているのでしょうか。 その場合の管理区分は、敷地境界でよろしいのでしょうか。	本施設の2階外部通路から隣接する民間施設へと通行が可能になっております。 管理区分については、お見込みのとおりです。
79	別紙	2	管理運営基準	2	2	施設、設備の維持管理責任者を1名配置すること。また、清掃、警備、建物・設備管理の各業務で責任者を定めることと記載がございましたが、維持管理責任者は、各業務等の責任者を兼務して宜しいのでしょうか？ ご教示願います。	維持管理責任者について、各業務の一部の責任者との兼務は提案により協議しますが、各業務のすべての責任者を兼務することは想定していません。
80	別紙	2	管理運営基準	2	2	統括責任者及び施設長、各業務責任者等それぞれにおいて兼務体制は可能か？例えば総括責任者と県施設の施設長が兼務とする等	県及び市の施設を統括する立場であることから、専任として配置することとしています。
81	別紙	2	管理運営基準	2	3	参考までに記載されている以外で、想定されている人員配置（職名/人数）及び職員勤務体制（基本的な業務上の配置数等）等がございましたらご教示願います。	（県産業支援・人材育成施設）人員配置は、提案により協議します。 （市）ホールの運営業務については、管理運営基準P.40を参照してください。
82	別紙	2	管理運営基準	3	6	指定管理者に求める資格及び、指定管理者から選任する資格はございますか。	添付資料12のとおりです。 電気事業法に基づく電気主任技術者の配置が必要です。 電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者の配置は不要です。 このほか、指定管理者において漏れないようにしてください。

83	別紙	2	管理運営基準	3	30	設備機器の運転について、省エネの機能を十分に活用し、省エネルギー・省CO2に努め、環境に配慮した事業運営を推進することと記載あります。省エネルギー・省CO2を図るためには、本施設（設備等）に導入された省エネ施策を並びに設備概要を開示して下さい。	主な省エネ施策は、地中熱を利用した空調設備、太陽光発電設備（発電出力300kW）、雨水利用などです。 なお、それぞれの設備の詳細は、建設工事の図面等の各設備工事の図面を御参照ください。
84	別紙	2	管理運営基準	5	14	ア 総務業務（ア）（仮称）運営協議会における事務局業務の記載の中に、施設の効率的なエネルギー利用を通じたCO2排出量削減のため、関係機関、有識者で構成する協議会を運営するとありますが、有識者の選定並びに出席ご協力をいただいた報酬等は指定管理者側は係らなくてもよいと考えてよいでしょうか。	有識者の選定及び報酬等の支払は、県の指定管理業務です。
85	別紙	2	管理運営基準	6	5	各機関の受付が無いことから、部屋貸出業務についても、総合受付にて対応を行うと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 総合受付窓口など、効率的な受付体制の提案を求めます。
86	別紙	2	管理運営基準	6	11	有人案内ブース以外に人的配置をしない場合においては、要所を警備員の立しよう位置に特定するなど、迅速な案内誘導・安全確保が可能となる仕組みを具体的に提案すること。・・・とありますが、有人案内ブース以外に人的配置をする場合の配置基準を提示願います。	有人案内ブース以外の案内は総合案内板による案内を原則としますが、その場合でも要所を警備員の立しよう位置とすることなどにより、迅速な案内誘導・安全確保が可能な仕組みについて、具体的に提案を求めるものです。
87	別紙	2	管理運営基準	6	21	ホームページの開設、更新にあたり、サーバー、ドメインの取得、管理も指定管理者で行うこととなりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	別紙	2	管理運営基準	6	21	インターネットのホームページ開設について、ホームページを設置するサーバーは県又は市の指定の場所があるのでしょうか。その際、設置費用や維持費が発生する場合は費用の目安をお教えてください。指定管理者がサーバーも用意する場合、指定のドメインがあればお教えてください。	県市の指定場所はありません。適宜指定管理者が設置してください。（個人情報を取り扱う場合、そのサーバーは日本国内に設置すること。）
89	別紙	2	管理運営基準	6	21	「ウ 施設の広報業務（ア）インターネットのホームページの開設」について ・「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設」と「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」についてそれぞれ開設するのか、一体の施設として開設するのでしょうか。 ・ホームページの開設業務は指定管理料に含まれるのでしょうか。 ・ホームページの開設時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。	「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設」と「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」を一体の施設として開設することを想定しています。開設に伴う費用は開業準備費として業務委託料に含まれます。（募集要項P.32(2)準備業務の実施参照） ホームページは業務委託期間開始（市は平成26年4月、県は平成26年9月を予定）後速やかに開設することを想定しています。
90	別紙	2	管理運営基準	7	7	屋外に情報発信施設が設置された場合の「情報発信施設」とは具体的にどのような施設を想定されているのかご教示ください。	屋外掲示板の設置を予定しています。そのほかの詳細は未定です。
91	別紙	2	管理運営基準	9	23	保険への加入について記載がありますが、共同事業体を組成する場合、保険の加入は代表企業のみでよろしいでしょうか。	本施設の賠償責任に指定管理者が対応できる保険契約としてください。
92	別紙	2	管理運営基準	9	25	施設賠償保険について、記載されている補償額については、県市共通の条件という解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。

93	別紙	2	管理運営基準	10	13	<p>(2) 建築物の管理基準 ア 概要には指定管理者の責任の範囲として、別紙3「施設の新築、増改築及び修繕の実施及び費用負担区分」を参照とあり、建物、構築物、機械の各区分における1件あたり見積額100万円未満の修理は、本来の効用維持年数を維持するための業務として指定管理者が実施すると記載されています。</p> <p>本施設のように新築建物、諸施設では、実際の運用が始まると不具合が生じるなど「瑕疵」案件が発生する場合があります。当然ながら指定管理者の負担ではないと思いますが、どの様な対応になるか教えてください。</p>	<p>建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。</p> <p>なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等（舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む）の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年）以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。</p>
94	別紙	2	管理運営基準	10	30	<p>建築保全業務共通仕様書に記載がない設備機器があった場合は、弊社の標準仕様による保守点検を行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>管理運営基準を満たすように計画してください。</p>
95	別紙	2	管理運営基準	11	15	<p>自動ドア設備の台数及びメーカーを提示願います。</p>	<p>建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）をご参照ください。</p> <p>メーカーは未定です。</p>
96	別紙	2	管理運営基準	11	15	<p>シャッター設備の台数及びメーカーを提示願います</p>	<p>建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）をご参照ください。</p> <p>メーカーは未定です。</p>
97	別紙	2	管理運営	12	1	<p>各設備機器のメーカーを提示願います。</p>	<p>メーカーは未定です。</p>
98	別紙	2	管理運営基準	12	1	<p>厨房設備は、設備保守点検の対象外という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>厨房施設は、1階の喫茶室及び2階のバーカウンター（ホール）にあります。1階の喫茶室については対象外ですが、2階のバーカウンターについては対象となります。</p>
99	別紙	2	管理運営基準	12	1	<p>電気設備、空調設備、給排水・衛生設備、貯水槽、防災設備、昇降機設備等、維持管理に関する仕様及びメーカーをご教示下さい。</p>	<p>メーカーは未定です。</p> <p>建設工事の図面等の各設備工事の図面を御参照ください。</p>
100	別紙	2	管理運営基準	12	35	<p>・電気、上下水道の使用量は、指定管理者が供給会社と供給契約を締結した上で、県及び市が指定した施設区分ごとに月々の検針・計量を行い、使用料を徴収することと明記されていますが、P-13ウ管理基準に記載された(ク)ガスコージェネレーションシステム関連のガス使用量及び供給契約等の記載がありません。電気と同様なのか確認させてください。</p>	<p>ガス使用量の算定は電気と同様です。</p> <p>ガス供給契約は年間空調A契約を予定しています。</p>
101	別紙	2	管理運営基準	12	39	<p>・共用部における電気、上下水道の使用量は、按分して算出して整理することと明記されていますが、No.14の質問と同様にガス使用量の算定について記載がありません。確認させて下さい。</p> <p>(給排水衛生系統図 B2階平面図にはガスメーターとして市、県各2系統及び冷熱源3系統（温水ボイラー用、吸収式冷温水発生機用、コージェネ用）の計7系統のメーターがあり）</p>	<p>ガス使用量の算定は電気、上下水道と同様です。</p>

102	別紙	2	管理運営基準	12	41	機器の初期不良の場合にも、指定管理者の責任と負担で更新を行う旨の記載がありますが、施工上の瑕疵、機器メーカーでの瑕疵保証の範囲内と考えられる事象については、県及び市を含め協議できるもの、と解してよろしいでしょうか？	建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等（舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む）の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年）以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。
103	別紙	2	管理運営基準	13	1	ウ 管理基準に 諸設備については（ア）～（セ）に水準を示すと記載あり、設備毎に管理水準が明記されていますが、各設備機器の仕様が記載されていません。設備の点検、保守を実施するために費用算出の根拠となる各設備機器の仕様を開示して下さい。	建設工事の図面等の各設備工事の図面を御参照ください。
104	別紙	2	管理運営基準	13	1	メーカー点検が前提の設備機器がございましたら、ご提示願います。	管理運営基準に指定のある設備機器を前提としています。
105	別紙	2	管理運営基準	13	43	保守点検は、メーカーによるフルメンテナンス点検によるという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
106	別紙	2	管理運営基準	13		メーカー系のフルメンテナンス契約を締結することと、記載がございましたが、積算するにあたりメーカーによって金額にバラツキが生まれまます。当案件はどこのメーカーのものを設置予定なのでしょうか？ご教示願います。	メーカーは未定です。
107	別紙	2	管理運営基準	14	9	「録画機録は30日分を常に保管すること。」となっていますが、監視カメラ設備本来の機能に、30日分以上の録画機録機能を有していると考えて良いでしょうか？	1カ月分の映像が記録可能な監視カメラ設備を設置します。
108	別紙	2	管理運営基準	14	28	汚水槽・雑排水槽・雨水排水槽・雑用水層・雨水槽・湧水槽の容量を提示願います。	建設工事の図面等の各工事の図面を御参照ください。
109	別紙	2	管理運営基準	14	39	「年2回以上の制作設置メーカーによる定期点検を実施」と記載がありますが、各設備の制作設置メーカーに瑕疵担保期間があるかをお知らせください。瑕疵担保期間があるようでしたら、その期間はメーカーが無償で定期保守点検を実施してくれるのかもお知らせください。	制作設置メーカーによる無償定期保守点検はありません。 建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等（舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む）の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年）以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。
110	別紙	2	管理運営基準	14	39	定期点検実施を計画するにあたり、照明、音響、映像、舞台機構などの各施工会社様をご教示ください。	舞台関係の工事請負者は以下のとおりです。 舞台機構は「三精輸送機・白川舞台機構特定企業体」です。 舞台照明は「丸茂電機株式会社」です。 舞台音響は「ヤマハサウンドシステム株式会社」です。
111	別紙	2	管理運営基準	14	39	「それぞれ年2回以上の制作メーカーによる定期点検を実施し…」との記載がありますが、当業務に該当する機器と、各制作メーカーを開示ください。	メーカーは未定です。

112	別紙	2	管理運営基準	14	39	「オ ホール等の舞台特殊設備等に対する留意事項の（ア）日常的な舞台特殊設備の保全業務」の文中「それぞれ年2回以上の制作設置メーカーによる定期点検を実施し」とありますが、「制作設置メーカー」とはどのようなメーカーを指すのでしょうか。	当該舞台特殊設備等を制作し設置したメーカーです。
113	別紙	2	管理運営基準	15	8	「オ ホール等の舞台特殊設備等に対する留意事項の（イ）利用時の立会い操作」の文中「有償サービスを実施する場合は、事前に市の承認を得ること」とありますが、施設常駐の技術者以外に、有償にて技術者の増員をする場合は、その都度、市の承認を得るのでしょうか。	定型的なサービスについては事前に一括して承認を得ることは可能です。詳細は協議によります。
114	別紙	2	管理運営	15	22	情報発信施設の場所と施設内容を提示願います。	屋外掲示板の設置を予定しています。そのほかの詳細は未定です。
115	別紙	2	管理運営基準	15	28	植栽・緑地業務については、外構部分も業務範囲でしょうか。また、その場合、積算に必要なため、外構部の図面のご提供をお願いします。	植栽を含めた外構工事は発注に向けて計画中であるため、提示できる図面等はありません。外構（植栽）管理の見積もりにあつては、高木約70本、中木約200本、低木1,200株、芝180㎡を想定してください。
116	別紙	2	管理運営基準	15	32	点検保守業務の内容は「共通仕様書」及び「点検マニュアル」の項目・内容に踏まえてとありますが、「共通仕様書」「点検マニュアル」はご提示願えるのでしょうか？	「建築保全業務共通仕様書」については、国土交通省のホームページよりダウンロードすることができます。「建築物点検マニュアル・同解説」については市販されており、管理運営基準P.10を御参照ください。
117	別紙	2	管理運営基準	16	10	埼玉県及び川越市施設の専有部から発生する廃棄物処理の費用は、各入居者の負担でよろしいでしょうか？	施設内（事務所）内で発生するゴミ処理費用は、原則として指定管理料及び業務委託料に含まれています。ただし、市施設（事務所）内で発生するゴミ処理費用は、搬出運搬処分費を除き指定管理料及び業務委託料に含まれます（添付資料9参照）。よって指定管理者が別途料金を徴収することは通常ないと考えています。
118	別紙	2	管理運営基準	16	10	廃棄物の想定量と計量結果に大きな乖離がある場合、協議の機会を頂けるとのことですが、処分費が値上がる場合も協議の機会を頂ける認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
119	別紙	2	管理運営基準	17	6	添付資料11：貸出予定備品リストに指定管理者調達とある備品については、共用前に指定管理者が調達するものと推察されますが、事業収支計画書への計上は想定されている備品の調達価格を積算するとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	別紙	2	管理運営基準	17	22	リースによる備品も備品台帳による管理を行うとのことですが、該当するものは県又は市がリース契約を行うという解釈で宜しいでしょうか？	県または市以外に、指定管理者がリース契約を行う場合も想定されます。
121	別紙	2	管理運営基準	17	27	備品の保守点検費用については、「県」「市」とも全体の維持管理費に計上することでよろしいでしょうか。	県については、産業支援・人材育成施設に計上してください。市については、備品が設置される施設ごとに記載してください。

122	別紙	2	管理運営基準	17	37	「(3)ーイー(イ)貸出備品に関する事項」の文中「ピアノの保守、調律等については、必要とされるライセンスを有するピアノ技術者が行うこと」とありますが、「必要とされるライセンス」とは何でしょうか。たとえば海外から招へいたアーティスト専属の調律師などにも当てはまるようなライセンスでしょうか。	整備するピアノメーカーが求める、又は推奨する調律に関する資格です。
123	別紙	2	管理運営基準	18	4	「ウ 貸出備品の設置に関すること」の文中「県施設のうち多目的ホールの備品の設置については、指定管理者が行う」とありますが、設置はお客様の利用時間前に終了しておくのでしょうか。	貸出備品の設置・原状回復をいつ行うかは、利用者満足度・利用時間の区分等を考慮した上で提案してください。
124	別紙	2	管理運営基準	18	4	「県施設のうち多目的ホールの備品の設置については、指定管理者が行う。その他指定管理者が利用者からの申し出等に基づき有償又は無償で設置を行うことを妨げない。」とありますが、多目的ホールの椅子・テーブルの設置について有償の提案が可能ということでしょうか。	多目的ホールの備品について、県があらかじめ調達する備品(椅子・テーブルを含む)については無償設置とします。指定管理者が自らの判断で別途調達する備品及び利用者が自ら持ち込む備品の設置については提案事項となります。
125	別紙	2	管理運営基準	18	7	「ウ 貸出備品の設置に関すること」の文中「その他指定管理者が利用者からの申し出等に基づき有償又は無償で設置を行うことを妨げない」とありますが、利用者が有償で設置を申し出るのはどのようなケースを想定されているのでしょうか。	多目的ホールについてはNo.124のとおり。その他会議室等については、利用者設置が原則ですので、利用者が指定管理者に設置を申し出ることが想定されます。
126	別紙	2	管理運営基準	19	1		建設工事の図面等の新築工事(その1)及び新築工事(その2)を御参照ください。
127	別紙	2	管理運営基準	19	1	窓ガラスの面積を開示して頂きたい。	建設工事の図面等の新築工事(その1)及び新築工事(その2)を御参照ください。
128	別紙	2	管理運営基準	19	1	屋上に丸環はあるか。	バルコニー等から清掃が可能な箇所を除き、必要に応じて設置する計画です。
129	別紙	2	管理運営基準	19	1	照明器具、吹出・吸込口、ブラインド、空調機の型式、以上4点の数量、面積等を開示して頂きたい。	建設工事の図面等の各工事の図面を御参照ください。
130	別紙	2	管理運営基準	19	1	外壁の素材は何か。	建設工事の図面等の新築工事(その1)及び新築工事(その2)を御参照ください。
131	別紙	2	管理運営基準	19	1	ガラス清掃は2ヶ月/1回とあるが、外壁清掃の範囲と作業頻度は提案事項という認識でよいのか。	外部ガラスの清掃は2カ月に1回としています。外壁は、汚れがある部分について、随時実施してください。
132	別紙	2	管理運営基準	19	1	指定管理業務外「附帯業務」も提案事項という認識でよいのか。	附帯業務についても、管理運営基準により実施してください。管理運営基準を上回る水準の提案は、可能です。
133	別紙	2	管理運営基準	19	1	準備業務期間のおおよその予定利用者数を教えて頂きたい。 ・県(26.9.1~2.28)、市(26.4.1~27.1.31)	準備業務期間については公の施設の利用者はありません。川越地方庁舎、商工団体等については平成27年2月1日以降入居調整を行います。
134	別紙	2	管理運営基準	19	1	第三者への一部発注可能の具体的範囲を教えてください。	委託については、県及び市の承認が必要となります。清掃業務に関する提案について、特段の限定は考えていません。
135	別紙	2	管理運営基準	19	1	添付資料4 各室面積表の床材料、壁材料の種類をお教示下さい。又は床材料別の総面積を教えてください。	建設工事の図面等の新築工事(その1)及び新築工事(その2)の図面を御参照ください。

136	別紙	2	管理運営基準	19	2	埼玉県及び川越市の施設専有部の清掃費用は、各入居者の負担と考えてよろしいでしょうか？	指定管理料又は業務委託料に含まれます。なお、本募集要項にかかる清掃業務の対象施設は、P. 3の表1、費用負担は添付資料10に記載のとおりです。
137	別紙	2	管理運営基準	19	21	床ワックス塗布は「清潔に保たれていれば、毎月は必要としない」とございますが、清潔に保たれている、保たれていないの判断は、指定管理者内で行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。必要に応じて、県市に協議してください。
138	別紙	2	管理運営基準	19	21	「ガラスの清掃」「ブラインド、カーテン類の除塵」「外壁、外部ガラスの清掃」の対象数量をご教示下さい。	建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）の図面を御参照ください。
139	別紙	2	管理運営基準	19	21	「建築設備清掃」の建築設備名を具体的にご教示頂くと共に、各数量もご教示下さい。	管理運営基準P.20（3）管理基準イ定期清掃（エ）によります。数量は、建設工事の図面等の各設備工事の図面を御参照ください。
140	別紙	2	管理運営基準	19	21	「外壁、外部ガラスの清掃（1回/2ヶ月）」は、両方とも1回/2ヶ月という事でしょうか。	外部ガラスの清掃は2カ月に1回としています。外壁は、汚れがある部分について、随時実施してください。
141	別紙	2	管理運営基準	19	34	外構施設清掃にかかる清掃対象となる項目の各数量をご教示下さい。	外構工事は発注に向けて計画中であるため、提示できる図面等はありません。建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）の図面を御参照ください。
142	別紙	2	管理運営基準	19	34	清掃対象項目の「交流広場」「情報発信施設」を表す図面が見当たりません。ご開示お願い致します。	外構工事は発注に向けて計画中であるため、提示できる図面等はありません。建設工事の図面等の新築工事（その1）及び新築工事（その2）の図面を御参照ください。情報発信施設の仕様については屋外掲示板以外の詳細は未定です。
143	別紙	2	管理運営	20	25	定期清掃に関して、具体的に対象場所、部位をご教示下さい。	募集要項の表1施設一覧及び建設工事の図面等を御参照ください。
144	別紙	2	管理運営基準	20	38	作業仕様は、15頁（4）外構施設及び付属施設に対する管理基準（エ）薬剤散布と同一と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	別紙	2	管理運営基準	21	1	「水路・池のゴミ、落ち葉等…」とありますが、敷地内に池はありますか？	敷地内に水路及び池があります。
146	別紙	2	管理運営	22	9	想定されている警備ポスト数がございましたら、ご教示下さい。	指定管理者の提案を基に協議します。
147	別紙	2	管理運営基準	22	10	防災センターの24時間警備専門職員の配置と記載があります。24時間とは宿直業務含む24時間という解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	別紙	2	管理運営基準	22	12	機械警備は、埼玉県・川越市様との直接契約という認識でよろしいでしょうか。また想定されている機械警備会社はどちらになりますでしょうか。	機械警備も指定管理業務等の一部です。
149	別紙	2	管理運営基準	23	2	創業支援施設を利用する創業予定者が、同施設住所を登記場所として起業することは可能か。	可能です。
150	別紙	2	管理運営基準	23	2	特定の創業支援ルームを複数の創業予定者に共用させるなど、想定されている空間の貸し出し形式（入居企業数）とは異なる提案を行うことは可能か。	御質問の内容は、現時点では想定していませんので、提案の対象外とします。

151	別紙	2	管理運営基準	23	23	入居対象者として、個人事業者、事業協同組合、特定非営利活動法人や一般社団法人（うち、いわゆる事業型NPOや社会的企業など）等を含めることは可能か。すなわち、創業に際して選択する法人格に関する制約は無い。また、複数の企業が連携して新たな事業分野に進出することなどを目的に組成する連携プロジェクト、コンソーシアム（任意団体、LLPなど）を対象に含めることは可能か。	前段については、法人格に特段の制約は考えていません。後段については、新たな事業分野への進出を図る場合の入居対象者は、中小企業基本法2条1項の中小企業者単独ですので、御質問の事例は対象とはなりません。
152	別紙	2	管理運営基準	23	39	運営基準では、「貸事務室の利用時間は営業時間（募集要項で「午前9時～午後10時（年中無休）」）とするが、可能な限り利用者の要望に応じて対応する」とありますが、利用者の要望によっては、24時間の利用も有りうるという事でしょうか。セキュリティの考え方（ゾーニングの考え方）等も含めてご教示いただけますでしょうか。	24時間いつでも利用可能とすることは想定していません。セキュリティの考え方は、添付資料5のとおりです。
153	別紙	2	管理運営基準	24	3	施設の良好な維持のために、入居に関する取り決めを行う際に、原状回復の実施業者を指定管理者側で指定することは可能でしょうか。	現状回復の実施業者を指定管理者が入居者に提示することは可能であると考えますが、入居者にその業者の利用を義務付けることはできません。
154	別紙	2	管理運営基準	24	33	① 1-(2)-カに「途中解約した場合、違約金等の徴収は行わない。」と記載があるが、その場合、指定管理者の利用料金収入が不安定になると考える。入居時にデポジットを徴収し、途中解約の場合の違約金見合い、及び、退去後の次の入居者のためのクリーニング代とすることは可能か。	御質問の事項は、行うことができません。
155	別紙	2	管理運営基準	24	39	電話料金、インターネット料金については、入居者が個別に手続きを行うことが想定されているが、入居者の利便性の向上・コスト削減を図る上で、これらを指定管理者が一元的に、サービスとして提供することに問題ないか。	入居者が個別に手続きを行うことのほかに、指定管理者のサービスを選択できるようにすることは差し支えありません。
156	別紙	2	管理運営基準	24	43	添付資料11 貸出備品リストには、創業支援施設に係る貸出備品の記載が無いものと思われるが、全て指定管理者側にて用意すると考えてよい。また、指定管理者側で用意する貸し出し備品等について、調達方式（自社物件、リース・レンタル方式、サービス購入方式など）に関する制約はあるか。	貸出予定備品リスト<県施設分>にあるものは、利用者から利用料金を徴収して貸し出しする予定のものです。創業支援施設に係るものはありません。供用開始時に必要と考えられる机、イス、ロッカー、キャビネット、コピー・FAX機、プロジェクター、時計等については、県が用意する予定です。
157	別紙	2	管理運営基準	25	3	秘書代行業務として想定している電話の受付・取り次ぎは、個々の入居者が各々取得した電話番号宛の電話を対象として実施することを想定しているものか。あるいは、施設側にて代表番号などを用意し、施設名義で対応することを想定しているのか。また、前者のサービスを実施する場合、その利用者から施設の使用料とは別に収入を得ることは問題ないか。その際の実費用（及び事業リスク）と収入は、本件業務とは別に指定管理者が独自に取り扱うものとして考えるべきであると考えているが、どうか。	施設の電話で受付・取次（伝言等）を行うことを想定しています。個々の入居者が各々取得した電話番号宛の電話は対象と考えていません。



158	別紙	2	管理運営基準	25	13	指定管理者はセミナー等の自主事業を実施することとさせているが、想定している実施回数、参加人数等の目標値などがあれば教えてください。	目標値は、指定管理業務開始時までに、指定管理者と協議の上、施設の設置目的が実現されるよう設定することになります。このことを踏まえて、提案してください。
159	別紙	2	管理運営基準	25	13	創業支援セミナー等の自主事業の実施について、国や助成財団、企業等からの補助金や協賛金等の収入を得た上で実施することは可能か。また、その際の収入については指定管理者の収入として良いか。	前段は、可能です。後段は、指定管理者の指定管理業務についての収入とする趣旨であれば差し支えありません。ただし、事業実施に際しては、あらかじめ県と協議してください。
160	別紙	2	管理運営基準	25	13	指定管理者が、本件以外の別の委託事業等（県や国からの委託事業など）として実施している創業支援セミナーなどの業務を本施設に於いて実施し、入居者に無償で提供（セミナー開催など）することは問題ないか。その際、入居者や入居を検討している者以外の者に同セミナーを受講させることに問題はないか。また、その場合の収入・支出の取り扱いは本件とは別に処理するものと考えて構わないか。	当該委託事業が施設の設置目的に合致するものであれば差し支えないと考えられますが、事業の内容、収入・支出の取扱い等を具体的に示して、あらかじめ県と協議してください。
161	別紙	2	管理運営基準	26	24	連続利用の日数は、提案事項でしょうか。	県の多目的ホール等に連続利用の制限はなく、連続利用の日数は貸出基準の提案事項ではありません。
162	別紙	2	管理運営基準	27	12	【多目的ホールの利用パターン】について、各室を隔てるスライディングウォールの遮音性はどの程度確保されるのでしょうか。	パネル部分の単体遮音性能が音響透過損失500Hzにて、62.0dB以上のスライディングウォールを使用する予定です。
163	別紙	2	管理運営基準	27	12	多目的ホールの4分割利用が不可な理由をご教示ください。	間仕切可能な位置は3箇所ありますが、移動間仕切壁は2箇所のみ設置しています。
164	別紙	2	管理運営基準	27	17	県、国、他の公共団体及び公共的団体の利用は、優先予約の対象となるのでしょうか。	原則として対象となりません。
165	別紙	2	管理運営基準	28	33	指定管理者は講演会、研修会等の自主事業を企画立案し、実施することとさせているが、想定している実施回数、参加人数等の目標値などがあれば教えてください。	目標値は、指定管理業務開始時までに、指定管理者と協議の上、施設の設置目的が実現されるよう設定することになります。このことを踏まえて、提案してください。
166	別紙	2	管理運営基準	28	33	多目的ホール利用者に対し、市施設の備品（例えばホール備品等）を貸し出すことはお認め頂けますでしょうか？	市の貸出施設に付随した備品は、備品のみの貸出を予定していません。
167	別紙	2	管理運営基準	28	33	交流支援施設に於ける自主事業の実施について、国や助成財団、企業等からの補助金や協賛金等の収入を得た上で実施することは可能か。また、その際の収入については指定管理者の収入として良いか。	前段は、可能です。後段は、指定管理者の指定管理業務についての収入とする趣旨であれば差し支えありません。ただし、事業実施に際しては、あらかじめ県と協議してください。
168	別紙	2	管理運営基準	28	33	指定管理者が、本件以外の別の委託事業等（県や国からの委託事業など）として実施している講習会や展示会などの企画を本施設に於いて定められた施設使用料等を払って実施することは問題ないか。その際、当該企画を誘致企画の実績として算入させることは可能か。また、その場合の収入・支出の取り扱いは本件とは別に処理するものと考えて構わないか。	当該委託事業が施設の設置目的に合致するものであれば差し支えないと考えられますが、事業の内容、収入・支出の取扱い等を具体的に示して、あらかじめ県と協議してください。
169	別紙	2	管理運営基準	29	1	川越市市民活動拠点施設の「市民活動・生涯学習施設」の位置づけは、生涯学習基本構想・基本計画にある「生涯学習センター」の一貫とお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。

170	別紙	2	管理運営基準	29	10	「市民活動・生涯学習施設」の使用にあたって、営利法人等の営利目的の活動使用も許可されるのでしょうか。	営利のみを目的としたものの使用は許可しません。
171	別紙	2	管理運営基準	30	15	施設内の飲食制限とは、室又はエリアごとに飲食可否を設定するのでしょうか。アルコール等の飲食物の内容によって制限を掛けるのでしょうか。	①男女共同参画推進施設 研修室は、原則、飲食禁止です。ただし、水分補給等の理由による飲み物の持ち込みは可とします。 交流サロンについては軽飲食は可とします。 男女共同参画施設内へのアルコール類の持ち込みは不可とします。 ②市民活動・生涯学習施設 飲食を目的とした使用は許可しません。ただし、生涯学習活動等に伴う貸出施設内での軽飲食(アルコールを含む。)までは制限しません。
172	別紙	2	管理運営基準	30	24	市の予約システム端末について、指定管理者の負担で本施設の予約を行うことができるように設定することは可能でしょうか。また予約システムの製作会社名をお教えてください。	可能ですが、対象とする施設は市施設に限られます。 当該システムのソフトウェアは、株式会社富士通のe-Paresです。
173	別紙	2	管理運営基準	30	33	「市民活動・生涯学習施設」原則として施設予約は6ヵ月前となりますが、提案事業講座・自主事業の開催にあたっては同様でしょうか。また、指定管理者の優先予約に関しては提案事項でしょうか。	市の事業に準じ、優先予約として差し支えありません。ただし、提案事業講座、自主事業の計画にあたっては、市民の自主的活動のための施設利用に支障がないように、曜日・時間帯が偏らないよう留意してください。
174	別紙	2	管理運営基準	31	32	「市民活動・生涯学習施設」の自主事業講座に係る減免は行ってもよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	別紙	2	管理運営基準	32	9	「市民活動・生涯学習施設」で託児を行う場合の、受益者負担(利用料)は提案事項でしょうか。	提案事項です。
176	別紙	2	管理運営基準	32	9	提案事業開催時における参加者から要望があった場合の「託児」利用について、川越市が想定する経費負担額内のどの位の割合を見込んでおられるのでしょうか。また利用者より託児の要望が無かった場合は、提案事業開催の中で消化してもよろしいのでしょうか。	文化芸術振興施設については年間100人程度の託児を見込んでいます。市民活動・生涯学習施設については年間40時間程度、男女共同参画推進施設については年間220時間程度の託児を見込んでいます。事業内容や対象者を勘案して積算してください。なお、託児の要望が無かった場合の経費の取り扱いは、お見込みのとおりです。
177	別紙	2	管理運営基準	33	1	「男女共同参画推進施設」や「南公民館」の講座との重複等が生じないよう配慮すること、とありますが、提案時に上記内容を把握することは困難と考えます。実際には運営が始まってからの調整と考えて宜しいのでしょうか。	提案時においては、お見込みのとおりです。
178	別紙	2	管理運営基準	35	1	「指定管理者は、市が購入する図書及び映像ソフト(年間2~3本を購入する予定)の貸出を実施する。」とありますが、IDタグによる管理システムの導入等を想定されておられますか。	IDタグによる管理システムの導入は考えていません。市で定めた要綱に則り、定型の借用申請書の提出により貸し出します。
179	別紙	2	管理運営基準	37	15	「・利用者用備品(パソコン等)の管理に・・・」との記載がありますが、オープンスペースにおいて「貴重品相当」である利用者持込パソコン等を管理するということは、巡回レベルではなく、監視スタッフ若しくはITV等監視装置の設置等を考慮する必要があるという理解でよろしいのでしょうか。	パソコンは指定管理者調達による市有備品です。維持管理については指定管理者の提案に委ねます。

180	別紙	2	管理運営基準	38	26	「市施設を利用して催し物等を開催するものから、参加者を対象とした託児サービスの提供や保育士のあつせん等の依頼が指定管理者にあった場合、指定管理者の責任において、本室を利用して託児サービスを提供すること等を妨げない。」とありますが、有償でサービスを提供できることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
181	別紙	2	管理運営基準	40	4	「提案事業・自主事業のいずれも実施すること」とありますが、どちらも実施が必須である場合、この2種の明確な区分けをご教示ください。	管理運営基準P.43(3)を参照してください。
182	別紙	2	管理運営基準	41	23	貸出予定備品について、利用料金を応募者が提案するようになっておりますが、特にホールについては全体の利用料金に占める貸出備品分の収入割合は大きく、その設定が指定管理料に影響すると思われます。公平な公募という観点からも、備品ごとの上限金額、又は目安金額をご開示ください。	備品ごとの上限金額、又は目安金額は定めていません。市の既存施設や他の類似施設を参考に、利用者の利便性にも配慮した額を提案してください。
183	別紙	2	管理運営基準	41	23	「(エ) 利用料金(貸出備品を含む)の設定」の文中、「市有備品として整備する予定である貸出備品の品目等については、現時点での案」とありますが、添付資料11に示された音響設備備品は今後増加する予定でしょうか。マイク、スピーカー、調整卓等、指定管理者選定後の協議の中で決定するのでしょうか。	添付資料11は、現在必要な品目、数を想定してリストアップしています。また、備品には、添付資料11で示すもののほか、建設工事のカテゴリで対応しているものもありますので、募集要項最終ページの資料リストに記載されている建設工事の図面等(「1 新築工事(その1)」から「8 舞台音響設備工事」まで)も併せて御確認ください。なお、提案内容により効果的・合理的と考えられる備品の追加は、協議により決定します。
184	別紙	2	管理運営基準	41	23	「(エ) 利用料金(貸出備品を含む)の設定」の文中、「市有備品として整備する予定である貸出備品の品目等については、現時点での案」とありますが、添付資料11には映像機器が示されておりません。指定管理者選定後の協議の中で決定するのでしょうか。	添付資料11は、現在必要な品目、数を想定してリストアップしています。また、備品には、添付資料11で示すもののほか、建設工事のカテゴリで対応しているものもありますので、募集要項最終ページの資料リストに記載されている建設工事の図面等(「1 新築工事(その1)」から「8 舞台音響設備工事」まで)も併せて御確認下さい。なお、提案内容により効果的・合理的と考えられる備品の追加は、協議により決定します。
185	別紙	2	管理運営基準	42	7	予約の受付方法については、「来館、電話、郵送、FAX、インターネット等」の中から選択して提案するという解釈でよろしいでしょうか?	予約の受付方法の提案においては、「来館、電話、郵送、FAX、インターネット等」に限定するものではありません。
186	別紙	2	管理運営	42	19	どのくらい前からの優先をお考えでしょうか?	一般の貸出受付開始前の、概ね1年程度が想定されます。
187	別紙	2	管理運営基準	42	23	①と③の中で優先予約や減免が発生しそうな催し物の年間利用日数をお知らせください。	優先予約についての年間利用日数は3~5日を想定しています。減免については、募集要項P.11「(2)イ」によります。

188	別紙	2	管理運営基準	43	17	主催者用駐車場として5台分を無償提供と記載がございます。 添付資料2各階平面図に主催者用駐車場6台と記載があります。 指定管理者の裁量で自由に扱っても良い範囲であると解釈してよろしいでしょうか。 考え方をご教示ください。	募集要項及び管理運営基準の記載について変更します。 市駐車場に関する記載について、「主催者用駐車場が5台、南公民館の公用車駐車場が1台」の旨については、「現時点においては、主催者用駐車場として6台分用意しております。」の旨に変更します（対象箇所は、募集要項p.4並びに管理運営基準p.43及びp.48が想定されます。） なお、この6台分については、その利活用を指定管理者の自由裁量に委ねるものではありません。管理運営基準p.4(3)を併せて御参照ください。
189	別紙	2	管理運営基準	43	33	提案事業及び自主事業プログラムのひとつとして、文化芸術関係団体、教育関係団体、興行主催団体等との共催事業を企画することは可能でしょうか。また共催事業等に関する条例等の規定書類がございましたらご開示ください。	可能です。各種団体との共催事業につきましては、積極的に企画することを期待しています。また、条例等の規定書類はありません。
190	別紙	2	管理運営基準	43	33	提案事業と自主事業について、財源の差異の他、開催目的及び内容等に明確に区分する基準をご教示ください。	財源関係については、管理運営基準P.43(3)を参照してください。 市が施設の設置目的や施策等を踏まえ、かつ、経費の一部を負担してもなお実施する必要があると考えるものを提案事業としています。
191	別紙	2	管理運営基準	44	11	提案事業の施設利用料は、入場料徴収料金の適用となりますでしょうか。	提案事業の施設利用料は、入場料割増料金の対象となります。なお、提案における入場料を徴する場合の施設利用料の割増については、現在の市民会館や近隣ホールを参考に、一定額までの割増対象からの除外や、入場料金に応じた割り増し比率の設定など、市民による利用も考慮した提案を求めます。
192	別紙	2	管理運営基準	44	22	提示されている回数についても、（例）ということでしょうか？	お見込みのとおりです。 市は、一般的な積算額により見積もった回数を例示しております。 なお、内容や回数については、別途協議します。
193	別紙	2	管理運営基準	45	5	市が直営事業として予定されている「資料15」の内容に係る費用については、指定管理者として積算の必要はないという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
194	別紙	2	管理運営基準	46	1	「事業の実施にあたっては、指定管理者の自主採算を原則とする」とありますが、これは自主事業のみに該当する記載との解釈で宜しいでしょうか？	自主事業及び提案事業の実施にあたっては、自主採算を原則とします。ただし、提案事業については採算が見込めない事業もあるため、市が一部経費負担を見込んでいます。
195	別紙	2	管理運営基準	47	6	自動販売機の設置を行う場合、設置場所及び台数について制限はありますか？	自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可を行わず、別途公募をし、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付により行う予定です。
196	別紙	2	管理運営基準	47	6	県施設部分での自動販売機の設置について、設置可能な場所と台数を提示願います。	自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可を行わず、別途公募をし、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付により行う予定です。

197	別紙	2	管理運営基準	48	20	川越地方庁舎公用車、商工団体、ホール利用者、南公民館公用車について、無料ないし埼玉県による徴収となっています。各々の対象台数をご教示下さい。	次のとおりです。 (県)川越地方庁舎公用車：27台（無料） 商工団体：5台（県徴収） (市)現時点においては、主催者用駐車場として6台分用意しております。
198	別紙	2	管理運営基準	48	33	一般駐輪場は、施設利用者が利用する（この分の駐車料金については、指定管理者が徴収し収入とする）と記載がございますが、条例に利用時間は5時間まで無料とすると記載がございます。駐輪場に使用時間等が分かる何か駐輪場管制等の無人管理ができる設備機器が設置されるのでしょうか？それとも有人対応を考られているのでしょうか？ご教示願います。	機械式管制機器を設置します。
199	別紙	2	管理運営基準	48	35	「専用駐輪場は県施設関係者が利用する（この分の駐車料金は無料である。）。」の割り当て台数を提示願います。	専用駐輪場50台の割り当て台数は未定です。
200	別紙	2	管理運営基準	49	9	交流広場の運営に際し、民間にぎわい施設との連動及び協力体制に関しては、指定管理者における調整という認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
201	別紙	2	管理運営基準	49	10	交流広場の利用に際しての利用制限（PAによる音量制限、仮設営物等）がございましたらご教示ください。	周辺には住宅が多く存在するため、自ずと音量の制限は生じます。また、交流広場は、来訪者の通行や施設の利用を妨げない範囲での利用が原則であるため、設営物の設置に当たっては、行政財産の目的外使用許可を得る必要が生ずる場合もあります。
202	別紙	2	管理運営基準	49	15	「指定管理者は、前記のイベントの実施に伴い、利用者の利便性を向上すると考えられる範囲で軽食等の販売を行うことができる。」とありますが、飲食業の資格は必要でしょうか。	イベント実施に際しては、イベント内容に応じて関係機関等と協議を行い、実施に要する条件を満たしてください。
203	別紙	2	管理運営基準	50	7	予約受付開始日から施設引渡日までの間、受付場所は別途提供して頂けるとの解釈で宜しいでしょうか？また、受付場所に準備予定の備品、電話回線やインターネット回線等のインフラ整備予定等についてご開示ください。	施設完成前については、窓口を設けての受付は想定していませんので、受付場所は予定していません。事業者の事務所等における対応を想定しています。
204	別紙	2	管理運営基準	50	31	オープニングシリーズ期間の提案に関して「様式は自由。経費についても併記すること。」とありますが、提出するにあたり枚数制限、書類の差し込み箇所をご教示ください。また、オープニングシリーズの上演内容についての提案も求められていますでしょうか。	枚数制限は特にありません。差し込み場所は、提出書類(様式1-2関係の正本の綴りのみ)の最後尾(タ⑮の後)に綴り込んでください。上演内容についての提案も求めていますので、併せてお願いします。
205	別紙	2	管理運営基準	51		文化芸術振興施設の予約申請受付等の業務委託期間が平成26年4月1日から平成27年1月31日までと記載がありますが、この期間は利用料金の収受ができないのかをお知らせください。	業務委託期間については利用料金の収受はできません。利用料金等の取扱いについては別途協議によります。

206	別紙	3	3		1件100万円未満の修繕は指定管理者が実施とありますが、年間どのくらいの金額を想定されているのでしょうか？ また新築なので瑕疵保証期間もあると思われませんがどの程度保障されるのでしょうか、大まかな考え方もけっこうです。ご教授ください	建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。このことを前提にして修繕費を提案してください。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等（舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む）の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年）以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。
207	添付資料	2		1F	添付資料2の1F平面図に来客用駐輪場100台と記載がございますが、この駐輪場が一般駐輪場との理解で宜しいのでしょうか？ご教示願います。	お見込みのとおりです。
208	添付資料	2		1F	添付資料2の1F平面図に通勤用駐輪場（2段式）、諸室面積表に50台と記載がございますが、この駐輪場が県施設関係者様の専用駐輪場との理解で宜しいのでしょうか？ご教示願います。	お見込みのとおりです。
209	添付資料	2		5F	創業支援施設に於ける創業支援ルームとブースのスペック（施錠の有無、密閉性、個別空調の有無、造作家具の有無など）はどのような点が異なるのか。	創業支援ブースは1名利用、創業支援ルームは2名から3名利用を想定した、事務用机及び椅子等を用意します。 両タイプとも鍵付きであり内装や冷暖房等の設備類の違いはありません。 詳細は、建設工事の図面等の各工事の図面を御参照ください。
210	添付資料	2		5F	創業支援施設の倉庫を共用室等に変更するなどの用途変更は可能か。空調設備その他、倉庫と共用室のスペックに相違はあるか。また、受付脇の共用室や倉庫の一部または全部をアドバイザー等の居室にするなどの用途変更は可能か。	倉庫A、倉庫Bは、県の公の施設全体のために使用するものですので、創業支援施設のために用途変更することはできません（空調等のスペックに、倉庫と共用室で特段の相違はありません。）。受付脇の共用室はインキュベーションマネージャーと秘書が指定管理業務のために使用することを想定しています。
211	添付資料	2			図面を見ますと2階のリハーサル室から1階の楽屋に行けるようですが、1階の楽屋はホール利用者の貸出区域ですので、ホール利用者以外に単独でリハーサル室を貸し出すことがセキュリティ上できないと思います。 ホール利用者以外もリハーサル室が利用できる工夫は建築上されていますか？	運営上、必要に応じて階段室の扉を施錠して対応することができます。 （災害等の緊急時は開放されます）
212	添付資料	2			ホールの舞台の大きさと吊物設備の配置と本数が知りたいので舞台の平面図と断面図をお知らせください。また吊物設備を操作するのに舞台袖に綱元はありますか？ 綱元があるようでしたら、その本数もお知らせください。 更に舞台上の吊物に設置される照明器具の台数と配置もお知らせください。	建設工事の図面等の新築工事（その1）及び舞台機構工事を御参照ください。
213	添付資料	2			ホールの舞台上の反響板の仕様をお知らせください。 また反響板の設置にかかる時間をお知らせください。	建設工事の図面等の新築工事（その1）及び舞台機構工事を御参照ください。

214	添付資料	2, 4			「添付資料 2 各階平面図」と添付資料 4 諸室面積表」の数量に乖離が確認されます。どちらの資料の数量を根拠にお見積すれば宜しいでしょうか。	添付資料 2 に記載の表は、諸室の抜粋です。詳細は添付資料 4 諸室面積表を御覧ください。
215	添付資料	4			諸室面積表の最終ページに地下 1 階、地下 2 階に駐車場倉庫がございますが、指定管理者側で倉庫を使用することができるのでしょうか？ご教示願います。	駐車場管理のために指定管理者が使用することができます。
216	添付資料	5			機械警備やカード認証システムはあらかじめ貴県市が設置し用意されるのでしょうか？または指定管理者側で提案できるのでしょうか  用意されるとしたらどのメーカーを想定されているのでしょうか	機械警備、カードリーダー付電気錠及び機械式鍵はあらかじめ県及び市で設置する計画です。 メーカーは未定です。
217	添付資料	5			機械警備について、空間センサー・開閉センサー等の設置個数及び設置場所をご教示下さい。もし、現時点で計画されておらず、指定管理者の提案にて導入、設置する場合、その費用は指定管理料に含む必要はございますか。	機械警備は県及び市で設置する計画です。 建設工事の図面等の電気設備工事の図面を御参照ください。
218	添付資料	5			機械警備は、入退室管理設備とは別に設置するという認識でよろしいでしょうか。	建設工事の図面等の電気設備工事の図面を御参照ください。
219	添付資料	7			提案事業収入については、収入に組み込まれないのでしょうか？	提案事業収入については、募集要項 P.10 の「4-(1)-②」に記載のとおり、収入に組み込みます。
220	添付資料	9			想定発生量を、県・市ともに 30 t / 年程度と想定されておられますが、その中には県・市施設共用部からの排出分も含まれていませんか。	お見込みのとおりです。
221	添付資料	9			想定発生量を、県・市ともに 30 t / 年程度と想定されておられますが、30 t の内訳をご教示下さい。	想定発生量 30 t の内訳は、次のとおりです。 ・可燃ごみ（紙くず、プラスチック等） 約 12 t ・資源物（新聞紙、段ボール、ビン、カン、ペットボトル等） 約 12 t ・溶解処理文書 約 6 t
222	添付資料	9			パスポートセンターから発生する廃棄物の処理についてですが、熔融処理は必要でしょうか。	パスポートセンターではありませんが、川越地方庁舎には、文書の溶解処理が必要な機関があります。
223	添付資料	9			県及び市施設部分の専有部（事務所内）で発生するゴミ処理の費用は、各入居者の負担でよろしいでしょうか。	施設内（事務所）内で発生するゴミ処理費用は、原則として指定管理料、業務委託料及び利用料金に含まれています。ただし、市施設（事務所）内で発生するゴミ処理費用は、搬出運搬処分費を除き指定管理料及び業務委託料に含まれます（添付資料 9 参照）。よって指定管理者が別途料金を徴収することは通常ないと考えています。

224	添付資料	10			共用部分に係る維持管理費のうち、光熱水費については区市と面積按分を行った上で、市のみ毎年度精算を行うという解釈で宜しいでしょうか？	県施設分光熱水費は、平成28年度までは協議の上実費相当額を支払い（平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定）、市施設分光熱水費は、平成28年度までは実費精算（平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定）とします。また、共用部の区市負担額についても、同様の取扱いとします。
225	添付資料	10			「光熱水費は、添付資料8の計量区分表をもとに…利用量によって負担する」とありますが、負担方法を詳細にご教示ください。	光熱水費は計量区分表をもとに、県及び市の負担額を計算してください。支払方法については、県は指定管理料等を含めて支払います。市は指定管理者との協議により支払方法を決めます。
226	添付資料	11			貸出予定備品リストの県施設分に記載のある備品は全て県の負担で購入するのをお知らせください。	すべて県で用意します。
227	添付資料	11			調達主体に指定管理者と記載されている備品の購入は指定管理者の負担で行うのをお知らせください。指定管理者が備品リストの備品を購入するのであれば、事業収支計画書の支出にその費用を記載するのをお知らせください。	お見込みのとおりです。なお、指定管理者の調達に係る備品の調達に要する費用は、指定管理料に含まれています。
228	添付資料	11			備品リストに電話がありませんが、外線・内線電話の機器、回線は設置されていますか？設置されていないようでしたら、その費用負担はどこになるかをお知らせください。	県及び市で設置する計画です。
229	添付資料	11	活動室4 無線LANアクセスポイント		施設内の有線LAN端末について、配置図等があればご開示ください。	市が設置する有線LANについては行政使用のみですので、指定管理者に供与しません。
230	添付資料	11			各々の貸し出し備品の数量、想定している貸出の取り扱い区分（創業支援施設、多目的ホール、会議室等の別など）について教えてください。	施設ごとの備品数量を別添に示しますので、参照してください。
231	添付資料	11			貸出備品リストの指定管理者と明記されている備品は、指定管理料に含まれると記載されています。あらかじめ見積金額をお示しするのでしょうか または、すでに貴県市から購入金額を提示していただけるのでしょうか	備品の調達価格を積算し事業収支計画書に記載してください。なお、市の見積額は開示しません。
232	添付資料	11			各々の貸し出し備品の数量、多目的ホール・会議室等の利用可能人数、想定レイアウトについて教えてください。	施設ごとの備品数量は別添のとおりです。 想定レイアウトは、 ①多目的ホール 4室 一体利用 学校型（机あり）500席、学校型（机なし）800席 1室 学校型（机あり）100席 ②会議室（A～C） 学校型（机あり）各36席
233	添付資料	11			貸出予定予備品リスト表の「調達主体」欄に「指定管理者」と記載されている備品については指定管理者自らが調達するのでしょうか。 また、これらの備品調達に係る費用は事業収支計画書にどのように記載すればよいでしょうか。	貸出予定備品リスト表の「調達主体」欄に「指定管理者」と記載されている備品については指定管理者が調達してください。 事業収支計画書には、備品の調達価格を積算し記載してください。



234	添付資料	12			その他の関係法令と記載がありますが、想定している法令とその必要資格について開示願います。	添付資料12のとおりです。電気事業法に基づく電気主任技術者の配置が必要です。電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者の配置は不要です。このほか、指定管理者において漏れないようにしてください。
235	添付資料	13			各施設の収入想定について、内訳をご開示ください。 (利用料金・提案事業・自主事業等) 提案事業等が含まれる施設については、その収入が記載金額に含まれているか否かご教示ください。	添付資料13は施設貸出の利用料金及び県創業支援施設の光熱水費の収入試算です。 市施設における提案事業については、その収支差額分を指定管理料として見込んでいます。額については、別紙2「管理運営基準」P.32、P.36、P.45を参照してください。
236	添付資料	13			募集要項3～4ページ(表1施設一覧)に記載されている付帯業務の中の修繕業務費用は、添付資料13(指定管理者収支試算)における県・市の試算額に含まれているのでしょうか?ご教示願います。	修繕業務については添付資料13「3指定管理料等の参考額」に含まれています。
237	添付資料	13			利用料金収入等の試算額が示されており これはあくまでも想定であり提案者側で積算してくださいとあります 稼働率や利用料金収入の積算に大きな乖離が生じますと大変なリスクとなるため、利用料金収入はこの試算額よりも下げて提案することになってしまいます その際、次ページに示された指定管理料の参考額が大きく増える可能性もありますが、指定管理料の上限額は決まっているのでしょうか?	指定管理料等の上限額の設定はありません。
238	添付資料	13			「利用料金収入等の試算額」の資料で、H26年の収入は施設予約時の利用料金が収納されていることを想定された収入でしょうか。	平成27年の3月1日から3月31日までの利用に係る利用料金が計上されているものと御理解ください。
239	添付資料	13			①ここでいう稼働率とはすべての区分(利用可能区分)を稼働した区分で割った数値という理解でよいか? ②各施設の内訳(各諸室ごと)稼働率及び金額をご教示願います。 ③自主事業及び提案事業における収支試算額(想定額)をご教示願います。 ④各諸室(ホール含む)の利用料金単価をご教示願います。なお、条例に記載されている1時間の単価以外の設定がない場合にはその旨をお示しください。 ⑤産業支援室の利用料金と貸出規定(期間の縛り等)をご教示願います。	①お見込みのとおりです。 ②(県施設)創業支援施設の稼働率は70%を想定しています。 交流支援施設の稼働率は50～60%を想定しています。 (市施設) 稼働率は全室についての平均的な稼働率として60%を想定しています。 ③(県施設)自主事業の収入は見込んでおりません。 (市施設)提案事業における想定額は、市の事業実施例や他ホール等の実施例を参考に、市の負担額を算出しています。自主事業については算定していません。 ④(県施設)条例の上限額から4割減額した額をもとに試算しております。 (市施設)条例を参照してください。条例に記載されている1時間の単価以外の単価の設定はありません。なお、備品については規則で定めます。 ⑤創業支援施設の利用料金は条例の上限額から4割減額した額を参考に参考額を算出しています。貸出期間等は別紙2「管理運営基準」のP.23を参照してください。

240	添付資料	13			添付資料13 指定管理者収支試算2項「支出のうち、光熱水費の試算額」について確認します。本試算は1項利用料金の収入等の試算額での稼働率の想定を基に使用される光熱水費としてH26年～H31年までの料金が掲示されてます。電気料金を初めとして今後は料金単金が値上がりする一方と想定されませんが、試算された根拠となる今後5年間の電気・(ガス)・上下水道における料金単金をどのように設定されているか開示して下さい。	光熱水費の試算額については、平成24年4月時点の単価をもとに算出しています。消費税の変更を見込んでいますがその他の値上げについては見込んでいません。なお、県施設分光熱水費は、平成28年度までは協議の上実費相当額を支払い(平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定)、市施設分光熱水費は、平成28年度までは実費精算(平成29年度以降は実績を踏まえ協議により額を決定)とします。
241	添付資料	13			「下記の金額は消費税別の1年間(利用料金収入を1年間見込んだ場合)の指定管理料の試算額です。」と有りますが、この意味するところは(指定管理料等=指定管理料+利用料金収入)ということ、(指定管理料等=運営に関わる支出金額-利用料金収入)ということではないと理解して宜しいでしょうか? また、(同添付資料13 1 利用料金収入等の試算額 には、文化芸術振興施設で81,666千円、市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設で31,591千円見込まれていますが、) 指定管理料等の区別「市民活動・生涯学習施設 文化芸術振興施設 他」の末尾「他」とは、男女共同参画推進施設を指すのでしょうか?	「指定管理料等」とは、指定管理業務に伴う「指定管理料」及び附帯業務に伴う「業務委託料」です。指定管理料等の定義については募集要項p.10の市施設に関する記載を参照してください。 添付資料13 3 指定管理料等の参考額 市施設は、上段に県及び市が想定する光熱水費を含めた指定管理料の試算額、下段に光熱水費を控除した額を記載しています。 なお、「利用料金収入を1年間見込んだ場合」とは、平成28年度以降の1年間の通年運営による収入が見込まれる場合の指定管理料等として示したものです。 御質問後段はお見込みのとおりです。
242	添付資料	13			想定されている電気料金、水道料金、ガス料金の契約内容を開示御願います。	電気料金は業務用電力契約を、水道料金は川越市水道事業給水条例を、ガス料金は年間空調A契約を想定しています。
243	添付資料	13			県及び市が想定している稼働率の積算方法とその根拠をご教示下さい。また、その稼働率が日数による計算なのかコマ数による計算なのかもご教示下さい。	(県) 類似施設の稼働率を基に積算しています。コマ数による計算です。 (市) 市の類似既存施設の年間貸出可能時間に対する、年間貸出時間の実績により稼働率を算定しています。
244	添付資料	13			創業支援施設の利用料金収入積算想定について、 ・ 想定した貸室 ・ 条例上の金額なのかどうか をご教示下さい。	創業支援施設の稼働率は70%を想定しています。 条例の上限額から4割減額した額をもとに試算しております。 金額は募集要項P.7に記載のとおりです。
245	添付資料	13			交流支援施設の利用料金収入積算の想定について、 ・ 利用パターン(運営基準P27) ・ 利用時間が9:00~22:00まで なのか、 ・ 条例上の金額なのか ・ 入場料を徴収を対象とした貸出の比率 をご教示下さい。	・ 利用パターンの想定はしていません。 ・ 利用時間想定は以下の通りです。 9:00~12:00 13:00~17:00 18:00~22:00 ・ 条例の上限額から4割減額した額をもとに試算しております。 ・ 入場料徴収を区分とした想定はしていません。
246	添付資料	13			文化芸術振興施設の利用料金収入積算の想定について、 ・ 利用時間が9:00~22:00まで なのか ・ 条例上の金額なのか ・ 入場料を徴収を対象とした貸出の比率 をご教示下さい。	利用時間及び条例上の金額については、募集要項P.7の記載のとおり、条例上の貸出時間及び貸出金額を前提としています。 入場料を徴収する貸出の比率については、市既存施設の一定額以上の実績をもとに平日、土日休日共に稼働率の6%程度で算定しています。

247	添付資料	13			市民活動・生涯学習施設、男女共同参画施設の利用料金収入積算想定について、 ・想定した貸室 ・条例上の金額なのかどうか をご教示下さい。	貸室については、施設全体の平均的な稼働率として60%を想定しています。 金額は条例上の額により積算しています。
248	添付資料	13			「※税込」とありますが、消費税は各年度、5%で試算されているのでしょうか。	平成26年度及び平成27年9月までは8%、平成27年10月以降は10%を使用しています。
249	添付資料	15			①各事業の施設利用料金（区分数）及び付帯設備使用料等の想定金額をご教示願います。 ②ここに記載のない県や市が行政の事業として施設利用及び付帯備品使用は基本的にないとの理解でよいのか？	①添付資料15は市がホールを使用して行う事業のうち、本施設を所管する文化芸術振興課が現在想定している事業を参考提示したものです。年間で概ね土日が20日程度、平日が5日程度を想定しています。 ②ホール以外の施設については、管理運営基準に記載のとおり、優先的に利用することはありますが、具体的な利用回数等は、年間事業計画の策定や優先予約により示します。なお、市利用に際しては施設利用料を支払う予定です。 県の市ホール利用については、未定です。
250	添付資料	15			本資料で掲載されているNo. 6, 7の（仮称）の事業については、川越市が考えておられる「若者の芸術への関心度向上」「伝統芸能に対する認知度向上及び伝統継承」という目的のもと、同様の方向性を持った内容の事業開催が望ましいと考えればよろしいでしょうか。若しくは指定管理者（候補者）独自で全く新しい提案を提出する形でもよろしいでしょうか。	添付資料15については、市がホールを利用して行う事業を想定しています。
251	添付資料	16			「1次審査は1次評価基準の結果のみにより行う。」とありますが、これは応募が6者以上の場合のみ行うという解釈で宜しいでしょうか？	応募者数に関係なく1次審査を行います。
252	添付資料	16			4. 運營業務 100点の内訳をご開示ください。	開示しません。
253	添付資料	17			となりの民間施設はユニクス川越が入るようですが、年間の来場人数はどの程度の人数を想定されているのでしょうか ご教授ください	民間にぎわい施設には、年間約160万人の来店を想定しています。
254	図面関係				平面図が示されておりますが、施設の施工図面の閲覧は可能でしょうか	現在工事のため現場施工図は閲覧はできません。
255	図面関係				資料リストにある建築工事の図面を頂いたのですが、建物の維持管理業務（点検・保守・経常修繕）の積算等を行うにあたり、空調設備・給排水設備・電気設備などのメーカー及び型式等の記載がありませんでしたので、ご教示頂けますでしょうか。	メーカーは未定です。
256	図面関係				各種設備機器、装置等（※）のメーカーリスト・型式・数量及び担当者連絡先の開示をお願いします。 ※映像音響設備、ガスコージェネレーションシステム、昇降機設備、駐車管制設備、監視カメラ設備、太陽光発電設備、地中熱交換機設備、さく井設備、ホール等の舞台特殊設備、ピアノ、ほか	メーカー等は未定です

257	様式	1-1 1-2			両様式は共同事業体として申請する場合は代表企業のみ提出との解釈で宜しいでしょうか？また、募集要項P. 25の正本、副本の内容に両様式の記載がありませんでしたが、綴りに入れずに別途提出するのでしょうか？	様式1-1、1-2については、共同事業体として提出をしてください。名称及び所在地は様式3で記載する共同事業体の名称及び同事務所の所在地を記載してください。代表者氏名は様式3で記載する代表団体（受任者）の代表者氏名を記載し、その下にカッコ書きにて代表団体の名称を記載してください。 様式1-1に係るものとして（ア）から（タ）を正本1部、副本として（タ）を5部、様式1-2に係るものとして（ア）から（タ）を正本1部、副本として（タ）を5部提出してください。
258	様式	4			8-1 8-2 等の欄の「書類名」が空欄になっている部分については、各団体名を記載すれば宜しいでしょうか？	空欄部分は、募集要項で求められている具体的な書類名を記載してください。
259	様式	5-2			共同事業体として申請する場合、各構成企業の役員全員分（1名につき1枚）が必要になるのでしょうか？	お見込みのとおりです。
260	様式	5-2			外国人の役員がいる場合でも、その本人から誓約書の取り付けが必要でしょうか？	お見込みのとおりです。誓約書に、外国人の母国語の訳文を付記することは可能です。
261	様式	5-3			共同事業体として申請する場合、代表企業のみ提出となっていることから、県内に事務所を設置する要件については、代表企業が満たせば良いという解釈で宜しいでしょうか？また、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設及び川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設内を事務所とすることはお認め頂けますでしょうか？	募集要項では、共同事業体の構成企業（必ずしも代表団体とは限りません。）のいずれか1者の県内への事務所の設置を必要としております。施設内で指定管理業務及び附帯業務を実施することをもって、申請者の備えるべき資格要件である県内への事務所設置が充足されたことにはなりません。施設内に資格要件として求めている事務所の設置は認められません。
262	様式				受託金額は指定管理料を記載すれば良いのでしょうか。それとも利用料金も含めた金額を記載するのでしょうか？	指定管理料と利用料金を合算した額とします。
263	様式				対象となる受注実績は、民間企業からの受託実績でも問題ないでしょうか？	受託実績には民間企業からの受託実績を含みます。
264	様式	8			事業計画書に記載する費用（収入・支出）は税込みでよいでしょうか。また、税込みの場合は、H26/4/1以降は8%、H27/10/1以降は10%の試算でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。
265	様式	8-1			事業計画書冒頭の法人等名称以下6項目については、共同事業体として申請する場合、代表企業1社の記載で宜しいでしょうか？	様式8-1については、共同事業体として記載してください。法人等名称については、名称及び所在地は様式3で記載する共同事業体の名称及び同事務所の所在地を記載してください。代表者氏名は様式3で記載する代表団体（受任者）の代表者氏名を記載してください。
266	様式	8-13-1 ～8-13-7			「(1) 収入 ■附帯業務委託料[川越地方庁舎]」欄は用意されていますが、商工団体等施設の附帯業務を記載する欄がありません。附帯業務委託料には、川越地方庁舎及び商工団体等施設の合計金額を記載すればよいでしょうか？	商工団体等施設に係る附帯業務委託料は指定管理料との合計額を、様式の「指定管理料」の欄に記載してください。
267	様式	8-13-1 ～8-13-7			「(2) 支出 ■維持管理費[産業支援・人材育成施設]」欄に記載する金額は、指定管理業務の維持管理費（創業支援施設・交流支援施設）と附帯業務の維持管理業務（商工団体等施設）がありますが、合計金額を記載すればよいでしょうか？	お見込みのとおりです。

268	様式	8-13-1~8-14-7			県市施設に共通する、または判断が難しい収入や支出（目的外使用収入・人件費・消耗品等）の判断基準をご教示ください。	目的外使用許可は、県及び市がそれぞれ行います。 人件費、消耗品費等については、添付資料7及び10を参考に判断してください。 なお不明な部分については、県及び市との協議となります。
269	様式	8-14-1			別途市と業務委託契約を行い実施する部分について、添付資料10の考え方にに基づき、添付資料4（諸室面積表）按分比率に応じて算出した金額を計上するものと、理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
270	様式	8-14-1~8-14-7			「(1) 収入 業務委託費（維持管理費）」、「(2) 支出 維持管理費（業務委託）」欄に記載する金額は、各施設（子育て支援施設、市民相談室、証明センター、南公民館、観光情報・地場産業紹介コーナー、喫茶室）の合計金額を記載すればよいでしょうか。	面積当たりの単価が異なる場合には、それぞれ区分して記載してください。
271	様式	8-14-2			最下段、「自主事業に関する収支計画」については、施設別の明細を記載する形で宜しいでしょうか？	様式8-8~8-10で提案した事業内容の収支計画が分かる形での記載を求めます。
272	様式	8-2			事業計画書の各様式への記載内容の補足資料の添付は可能でしょうか？	様式8-2の「枚数」（片面印刷による枚数）の範囲内で可能です。
273	様式	8-3			「市施設の運営業務を実施する企業が構成員でない場合は関心表明書を添付してください。」とありますが、関心表明書の書式を提示願います。	様式は問いませんが、川越市長を提出先として、企業等の名称、事務所の所在地、代表者氏名、委託業務の内容、委託元となる応募者名（共同事業体の場合は構成員名）等を記載してください。
274	様式	8-3			市施設の運営業務を実施する企業が構成員で、その構成員から一部の運営業務を再委託する場合はその再委託先の関心表明書が必要かお知らせください。	提出してください。
275	様式	8-3			市施設の運営業務を実施する企業が構成員でない場合に提出する関心表明書については、枚数制限に含まれないという解釈で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
276	様式	8-4-4			「①+③ (⑤) ②+③ (⑥) ①+②+③ (⑦)」 の解説をお願いいたします。	様式を差し替えます。
277	様式	全般			様式の枚数制限は片面印刷のため1枚とは1ページをさすと解釈しております。正本における(ア)~(タ)も全て片面印刷での提出を想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	正本は片面印刷（既存の書類を添付する場合にそれが両面印刷である場合はそのままでも可）、副本は両面印刷で提出してください。
278	様式	全般			枚数が記載されている様式は、その枚数以上または以下にはしては行けないのかお知らせください。	枚数については片面印刷による枚数の上限です。
279	その他	県条例P10、市条例別表第1~3			県条例及び市条例に記載のございます付属設備の使用料について「規則の定める上限額」「規則で定める額」の示す規則とは今後定められる規則でしょうか。既存の規則の場合は参照箇所をご教示ください。	県施設に関しては、規則は今後制定予定です。 市施設に関しては、提案を踏まえて指定管理者との協議を実施し、利用時間や受付開始時期、附属設備の料金等について、規則で定める予定です。
280	その他	市条例5条			還付規程の詳細をお知らせください。（規則で定める期日とは利用日の何ヶ月前か？ その場合の還付額は全部か一部か？ 一部の場合に還付する割合は？など）	本施設は利用料金制を採用することから、第5条の使用料の還付に関する規定は、第17条により指定管理者による利用料金の返還になります。従いまして、詳細は指定管理者との協議を踏まえて決定する予定です。

281	その他	市条例6条			減免規程の詳細をお知らせください。(減免の割合など)	減免については未定です。
282	その他				法令等の変更に伴う金額変動リスク(法人税、最低賃金、社会保険等)の業務受託後の協議は可能でしょうか?	指定管理者のリスク分担となります。ただし、指定管理者の負担とすることに疑義が生じるレベルの変動については、協議の上、リスク分担を決定することになります。
283	その他				太陽光発電システムによる売電金額は、指定管理者の収入と認識してよろしいでしょうか?	指定管理業務等に係る収入とすることができます。 なお、県市への按分は、県：市=50：50です。
284	その他				今後、川越市が川越市文化芸術振興計画にもとづいて、市の所管課が単独(指定管理者以外の団体との連携も含む)で新たに実施を予定しているイベント等の施策がありましたら、ご教示ください。	添付資料15を参照してください。
285	その他				舞台機構・照明・音響の機材メーカーが決定しておりましたら、ご開示ください。	メーカーは未定です。
286	その他				導入するピアノのブランドが決定しておりましたら、ご開示ください。	近隣施設等での導入実績等を参考に、現在検討中です。
287	その他				新築であることから、瑕疵期間があると推察されます。 1年の瑕疵期間がある前提で指定管理料を算出させて頂いてよろしいでしょうか。	建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。 このことを前提にして、指定管理料を提案してください。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年(コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等(舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む)の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年)以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。
288	その他				県または市は、施設のネーミングライツを検討をされておりますでしょうか。検討をされている場合は、現時点で考えられている実施時期等をご教示ください。	県施設はネーミングライツの予定はありません。 市は文化芸術振興施設(ホール)について、ネーミングライツの導入を検討中です。
289	その他				館内に美術品(絵画、工芸品)等の設置予定はございますか。 ご教示ください。	現時点ではありません。
290	その他				建築工事の瑕疵についての期間・範囲・内容の開示を御願致します。 また、瑕疵期間中の保守対応はどのようになっているのかも併せて開示願います。	建設工事における瑕疵については、瑕疵担保により対応します。 瑕疵担保の範囲は、消耗品等を除く建設工事の図面等に記載のある範囲ですので、それぞれの図面で確認してください。 なお、瑕疵担保の請求期間は、引渡しより1年(コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等(舞台機構工事、舞台照明設備工事、舞台音響設備工事を含む)の場合には2年、太陽光発電設備工事については4年)以内となっています。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、10年間請求を行うことができます。 瑕疵担保期間中であっても、保守対応は指定管理業務及び附帯業務になります。